

令和4年10月支給分（令和4年6月分）からの 児童手当の制度が一部変更になります。

大切なお知らせです。必ずご確認ください！！

1 毎年6月の現況届の提出が不要となりました。

- ※ 一部提出が必要な場合がありますので、（1）アをご確認ください。
- ※ 今までどおり提出が必要な自治体もあります。

2 所得額により、児童手当・特例給付が支給されない方が発生します（所得上限限度額の設定）。

（1）現況届の廃止について

ア 桑名市では、令和4年度分の現況届の提出が不要となりました。
ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。（対象の方には現況届をお送りいたします。）

- ① 離婚協議中で配偶者と別居されている方等
- ② 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が桑名市と異なる方等
- ③ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ④ 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ⑤ 令和2年度・令和3年度現況届が未提出の方
- ⑥ その他、桑名市から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった方は市区町村に届出してください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑥ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑦ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）（令和4年6月～）

裏面も必ずご確認ください！

(2) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の

②以上の場合 …………… 児童手当・特例給付は支給されません。

①以上②未満の場合 …… 特例給付が支給されます。

①未満の場合 …………… 児童手当が支給されます。

※ 支給月額（児童1人あたり）

【児童手当】 3歳未満…15,000円、3歳以上中学生まで…10,000円

3歳以上小学生までの第3子以降（18歳年度末までの児童のうち3番目以降）…15,000円

【特例給付】 5,000円

※ 桑名市の子ども医療費助成制度はこれまでどおり①以上の場合、所得超過により対象外となります。

<ご注意ください!>

児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて申請が必要**となりますので、ご注意ください。（原則、申請月の翌月からの支給開始となります。）

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない 場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下 の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下 の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下 の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下 の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した者の数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していません。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

公務員の方へ!!

受給者が公務員の場合は、**現住所の市区町村ではなく勤務先から支給されます。**以下の場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ **申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

お問合せ先

桑名市役所 子ども未来課 手当・医療費給付係
電話：0594-24-1491